

## 南行徳市民談話室の**使用者登録の更新**について

令和4年度の利用者登録をしている方の有効期限は、令和5年3月31日までとなっております。令和5年度（2023年度）も引き続き施設の利用を希望される方は、下記のとおり「**使用者登録の更新**」の手続きを行ってください。

なお、更新手続きにおいては、事務手続きに数日間を要することもありますので、特に年度末の申請は、余裕をもって手続きをお願いします。

### 記

1. 申請期間 **令和5年1月5日（木）～3月31日（金）**
2. 受付時間 開館日の8時45分～20時30分
3. 申請書類 (1)市川市市民談話室利用者登録申請書  
(2)南行徳市民談話室利用団体活動状況報告書  
(3)市川市南行徳市民談話室団体登録名簿  
※上記の申請書類は、窓口の他、市公式WEBサイトからも書類はダウンロードできます。  
※団体登録名簿は、必要事項の記載があれば、様式は問いません。
4. 申請場所 南行徳市民センター 3階（市民談話室事務室）
5. その他 申請書類の提出の際、提出者の身分を確認するものを提示願います。

問合せ先  
南行徳市民談話室  
359-5451

以上